



国土を整え、全力で備える

国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

お知らせ

記者発表資料 平成30年11月19日

同時発表先： 合同庁舎記者クラブ、中国地方建設記者クラブ、鳥取県政記者会、
鳥取市政記者クラブ

「社会保険加入促進宣言企業」の募集を開始

～鳥取県における建設企業の社会保険加入推進に向けた取り組み～

鳥取県内の建設企業による社会保険加入を地域レベルでの取り組みとするため、「社会保険加入促進宣言企業」の募集を開始します。

社会保険加入に積極的に取り組む鳥取県内の建設企業を対象とした「鳥取県建設業社会保険加入推進地域会議」が11月16日に開催され、この会議において、“社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準”（次頁参照）が採択されました。

この行動基準は、建設企業が社会保険加入促進に積極的に取り組むにあたって、元請・下請のそれぞれの立場において守っていただく内容を盛り込んだものです。今後は、この行動基準を遵守することを鳥取県内の建設企業※に宣言していただくこととなりました。

なお、宣言をいただいた建設企業の名称は、後日、中国地方整備局のホームページ等で宣言企業として公表し、更なる社会保険加入推進に向けた取り組みを拡げてゆきます。

※法人であるか否かや、建設業団体に所属しているか否かを問わず、宣言可能としています。

<問い合わせ先>

中国地方整備局 082-221-9231（代表）：（平日・昼間）

【担当】建政部	計画・建設産業課長	佐々木 高志	（内線6121）
建政部	計画・建設産業課長補佐	森本 眞宏	（内線6142）

【広報担当窓口】	広報広聴対策官	岩下 恭久	（内線2117）
	企画部環境調整官	井上 和久	（内線3114）

『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』

元請企業

1. 工事を受注する際には、施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

下請企業

6. 工事を受注する際には、必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合)下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合)下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合)下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合)下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

見 本

宣 言 書

『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』

元請企業として

1. 工事を受注する際には、施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

下請企業として

6. 工事を受注する際には、必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合)下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合)下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合)下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合)下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

当社は、平成30年11月16日開催の「鳥取県建設業社会保険加入推進地域会議」において採択された『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』を遵守することを宣言します。

平成 年 月 日

会 社 名

代 表 者 名

所 在 地